

福祉医療費助成にかかる同意事項

- 1 福祉医療費助成の算定のため、健康保険の被保険者の所得情報及び住民税課税情報並びに健康保険の被保険者及び被扶養者又は国民健康保険の世帯主及び世帯員の母子・父子及び障がい福祉医療費受給情報を佐世保市長が確認することに同意します。
- 2 福祉医療費助成の算定のため、健康保険の被保険者及び被扶養者又は国民健康保険の世帯主及び世帯員の高額療養費、附加給付金その他の支給に関する情報を佐世保市長が保険者へ確認することに同意します。
- 3 市が乳幼児福祉医療費を現物給付した医療費について、保険者が規定する高額療養費や附加給付金等の対象となる場合、保険者への申請及び受領の権限を佐世保市長へ委任します。
- 4 申請により市が給付した医療費について、保険者が規定する高額療養費や附加給付金等を受領した場合、重複した医療費相当額を市へ返還します。